

# 市民税・県民税の申告はお早めに!

申告期間は2月18日(月)から3月17日(月)までです。出張受付は早く始まりますので、場所や日時を確認のうえ来場ください。

申告書は、昨年度、市民税・県民税申告書を提出されたかたに送付しています。申告書が届かなくても申告が必要と思われるかたは、問い合わせください。申告会場は混雑が予想されますので、申告書の提出は郵送が便利です。同封の返信用封筒をご利用ください。



## 申告の必要なかた

1 平成20年1月1日現在、市内に住所を有し平成19年1月1日から12月31日までに次の(1)～(5)の所得があり、税務署に確定申告をしないかた。

(1) 給与所得(アルバイト・パート賃金を含む)

(2) 勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていないかた

(3) 給与所得以外に、家賃、配当、原稿料、年金などの所得があったかた

(4) 雑所得  
(1社のみから給与の支払を受けているかたで、給与所得以外の所得の合計額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告は必要です。)

(5) 2社以上から給与を受けたかた

(6) 医療費控除など各種控除を受けようとするかた

(7) 事業所得  
営業・農業などの所得があったかた

(8) 不動産所得  
土地・家屋などの貸し付けによる所得があったかた

(9) 配当・譲渡・一時所得  
株式などに対する利益の配当、資産の譲渡から生ずる所得、生命保険契約などに基づく一時金などがあつたかた

2 前項に該当しなくても、国民健康保険、児童手当、老人医療費などの受給の關係で申告が必要なかた、そのほか各種税証明を必要とするかたも申告が必要となります。

3 平成20年1月1日現在、川口市内に住所はないが、事務所・事業所または家屋敷を市内に有するかた。

4 平成18年中に所得があり所得税が課税されていたかたで、退職などで平成19年中の所得が減少し、所得税が課税されなくなったかた。(税務署に所得税の確定申告をしたかたを除く)

## 控除申告も忘れずに

申告することによって所得金額から控除され税負担の軽減ができます。

- ・ 扶養控除
- ・ 配偶者特別控除
- ・ 障害者控除
- ・ 寡婦(夫)控除
- ・ 勤労学生控除
- ・ 寄付金控除
- ・ 生命保険料控除
- ・ 医療費控除※1
- ・ 社会保険料控除※2
- ・ 地震保険料控除※3など

※1 医療費控除の申告をされる場合には、かかった人ごと、医療機関ごと事前に計算を済ませておいてください。

※2 国民年金保険料納付額証明書の提出のない場合には、社会保険料控除の適用ができません。

※3 平成20年度課税分から、新たに地震保険料控除が創設されました。これに伴い、短期損害保険料契約に係る損害保険料控除は廃止になりました。なお、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料契約については、従前の損害保険料控除が適用されます。

## 申告に必要なもの

- ・ 市民税・県民税申告書
- ・ 印鑑
- ・ 申告されるかた名義の預貯金口座番号
- ・ 収入のわかる書類(平成19年中の給与や年金の源泉徴収票など)
- ・ 生命保険料や地震保険料の控除証明書(領収書など)
- ・ 社会保険料(健康保険、国民年金、介護保険料など)の支払いに関する証明書、領収書
- ・ 医療費の支払いに関する領収書
- ・ 経費などに関する領収書
- ・ 筆記用具、電卓
- ・ そのほか申告に必要なとする書類

## 申告受付日程

### ◎出張受付

受付会場	出張受付日	受付時間
芝市民ホール 戸塚公民館 神根公民館 安行公民館 新郷公民館 西公民館	7日(木)・8日(金)	9:00~11:00
	13日(水)・14日(木)	
	15日(金)	13:00~15:00
	21日(木)	
	26日(火)	
	29日(金)	

### ◎市役所受付

受付会場	市役所受付日	受付時間
市民会館 1階会議室	2月18日(月)~3月17日(月) ※土日を除く	9:00~16:00
	2月24日(日)	9:00~11:00 13:00~16:00

※所得税の住宅借入金等特別控除の受け付けはできませんので税務署へ問い合わせください。  
※出張会場は、混雑により受付時間内でも受け付けを終了する場合があります。  
※駐車場に限りがありますので車での来場はご遠慮ください。

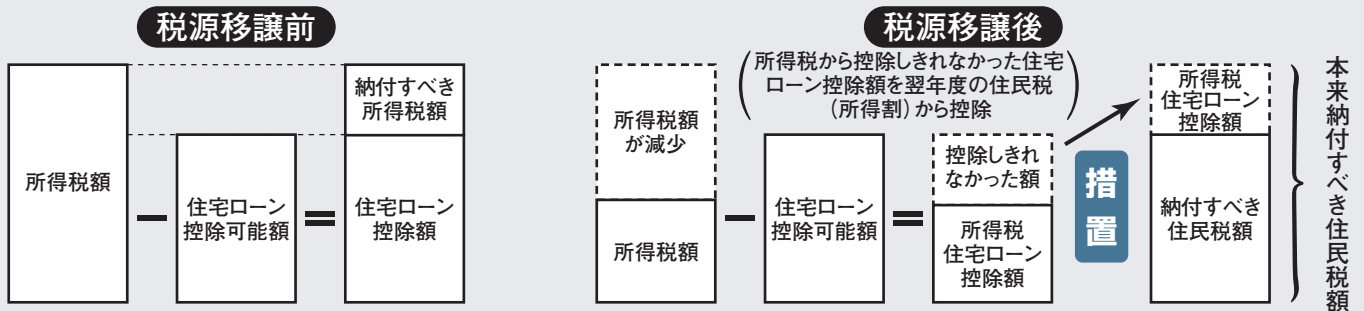
# 申告をお忘れなく!

申告や申請により税が軽減される制度がありますのでお知らせします。

## ●市民税・県民税(住民税)の住宅ローン控除

申告期限:3月17日まで

税源移譲で、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けているかたで、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、住民税(所得割)から控除できます。給与所得者で、住宅ローン控除などが年末調整済みのかたは、市役所に郵送か、各申告会場に申告してください。また、確定申告を行うかたは確定申告書と一緒に税務署へ郵送もしくは確定申告書作成会場へ申告してください。※期間中に申告しないと、控除が適用されない場合がありますので、必ず申告してください。申告用紙(計算機能付き)は市のホームページからダウンロードできます。



## ●市民税・県民税(住民税)の年度間の所得変動に伴う減額措置

税源移譲で、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受けるかたについては、平成19年度の住民税から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。対象者は、平成18年中に所得があり所得税が課税されていたが、退職などで平成19年中の所得が減少し所得税が課税されないかたが該当になります。平成19年度と平成20年度の課税対象となる所得を比較して適用されますので、該当するかたは、収入がなくても平成20年度市民税・県民税の申告(2月18日～3月17日)が必要となります。

※該当者には6月中に減額申告書を送付予定です。減額の申告は平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ、申告期間内(平成20年7月1日～31日)に申告してください。

平成19年中に亡くなられたかたや、海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていないかたは対象となりません。

## 固定資産税の減額措置

### ■住宅耐震改修をしたかた

昭和57年1月1日以前に建築された住宅について、一定の要件を満たす30万円以上の耐震改修工事を行った場合に、工事完了後3ヵ月以内に申告すると、一定期間固定資産税額が2分の1に減額されます。

### ■住宅のバリアフリー改修をしたかた

高齢者、障害者のかたなどが居住する平成19年1月1日以前に建築された住宅で、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、工事完了後3ヵ月以内に申告すると、翌年度分の固定資産税額(床面積100㎡までが限度)の3分の1が減額となります。

※火災に遭われたかたや相続税の物納許可を受けたかたなどには減免制度もあります。詳しくは固定資産税課に問い合わせください。

・土・日曜日は開設しません。ただし、2月24日(日)と3月2日(日)は開設します。

・混雑状況によっては受付時間内でも受付を終了する場合があります。

・確定申告書作成会場には無料駐車場・無料駐輪場はありません。来場には公共交通機関をご利用ください。

場 所	受 付 日	時 間
リリア 1階展示ホール	2月13日(水)～2月15日(金)	9:00 ～ 16:00
キュポ・ラ4階 川口駅前市民ホール フレンジア	2月18日(月)～3月4日(火)	
リリア 1階展示ホール	3月5日(水)～3月17日(月)	

確定申告書の作成・受付をリリアとキュポ・ラで行います。なお、この期間は、税務署の庁舎に確定申告書作成会場はありません。確定申告書は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」で作成することができますので、ご自身で作成して提出してください。また、郵送でも提出できますのでご利用ください。

### 確定申告について

問い合わせ 市民税・県民税の申告…川口市役所 市民税課 ☎(258) 1110  
 固定資産税の申告…川口市役所 固定資産税課 ☎(258) 1110  
 所得税の確定申告…川口税務署 個人課税部門 ☎(252) 5186 青木2-2-17  
 西川口税務署 個人課税部門 ☎(253) 4680 西川口4-6-18